

(仮訳)

CEDAW/C/JPN/CO/7-8

配付：一般

2016年3月7日

原文：英語

先行未編集版

女性差別撤廃委員会

### 第7回及び第8回報告に関する総括所見

- 1 委員会は、2016年2月16日に、その第1375及び1376回会合において、日本の第7回及び第8回報告（CEDAW/C/JPN/7-8）を審議した（CEDAW/C/SR.1375, 1376を参照）。委員会からの課題と質問のリストはCEDAW/C/JPN/Q/7-8に、日本の回答はCEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add.1にある。

#### はじめに

- 2 委員会は、締約国が、第7回及び第8回報告を提出したことに感謝する。委員会はまた、会期前の作業部会によって列挙された課題と質問のリストに対する締約国の書面での回答に感謝する。委員会は、締約国代表団の口頭での発表及び対話の間に委員会により発せられた口頭での質問に対応して行われたさらなる説明を歓迎する。
- 3 委員会は杉山晋輔外務審議官を団長とした大代表団を賞賛する。代表団は、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を含む様々な府省庁と政府機関の代表で構成されていた。

#### 肯定的側面

- 4 委員会は、2009年の締約国の第6回定期報告（CEDAW/C/JPN/6）の審議以降に達成された立法上の改革による進歩、特に以下の制定を歓迎する。
  - (a) 女性が大半を占めるパートタイム労働者の待遇改善のための改正パートタイ

ム労働法（2014年）

(b) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年）

(c) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（2014年）

(d) 改正ストーカー行為等の規制等に関する法律（2013年）

(e) 子ども・子育て支援法（2012年）

5 委員会は、女性に対する差別を撤廃し、女性の権利を推進することを加速することを目指した政策枠組みを改善するための締約国の努力を歓迎する。例えば以下の採択などである。

(a) 人身取引対策行動計画（2014年）

(b) 日本再興戦略（2013年）

(c) 第3次男女共同参画基本計画（2010年）及び第4次男女共同参画基本計画（2015年）

6 委員会は、締約国が前回の定期報告の審議以降に以下の国際文書を批准したことを歓迎する。

(a) 障害者の権利に関する条約（2014年）

(b) 強制失踪防止条約（強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約）（2009年）

## 主な懸念及び勧告領域

### 国会

7 委員会は、条約の完全な履行を確実にするために、立法府が極めて重要な役割を果たすことを強調する（2010年第45会期に採択された条約と国会議員との関係についてのステートメント参照）。委員会は国会に対して、国会の権限に沿って、今から次回の定期報告までの期間に、今回の総括所見の履行について必要な措置を採るよう求める。

### 条約の法的地位、可視性及び選択議定書の批准

8 委員会は、締約国は日本国憲法第98条第2項において、締結され、公布された条約が国内法の一部として法的効果があることに留意する。しかし、条約が完全に国内法化されているわけではなく、2014年3月28日に東京高等裁判所

が、条約は直接適用可能または自動執行性があると認めないと判断したことを委員会は懸念している。委員会はまた下記について懸念する。

- (a) 締約国の認知度向上のための努力にもかかわらず、条約の規定が国内で充分には知られていないこと。
- (b) 締約国によって選択議定書を批准する具体的な予定時期についての情報が示されなかったこと。
- (c) 委員会の前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6) が締約国によって完全には履行されなかったこと。

9 委員会は、締約国に対して下記を要求する。

- (a) 本条約の条文を完全に国内法化すること。
- (b) 政府官僚、国会議員、法律専門家、法執行官(訳注・警察官等)及び地域の指導者を含む締約国の関係者の間で、本条約及び委員会一般勧告並びに女性の人権についての認識を向上させるために既存のプログラムを強化すること。
- (c) 選択議定書を批准することを検討し、選択議定書における先例について法律専門家と法執行官(訳注・警察官等)を研修すること。
- (d) 明確な目標と指標とともに、今回の総括所見の履行についての国内行動計画の採用を検討すること。

### 女性差別の定義

10 委員会は、本条約の第1条に沿って、公的及び私的な領域での、直接的及び間接的差別を網羅する、女性差別についての包括的な定義がないことを引き続き懸念する。委員会は、そのような定義の欠如が締約国の条約の完全な適用の妨げとなっていることを想起する。

11 委員会は、前回の勧告事項 (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 22) を繰り返すとともに、女性が人生のすべての領域における直接的及び間接的差別から確実に保護されるよう、本条約第1条に沿って、立法において、至急、女性に対する差別についての包括的な定義を採用するよう締約国に要求する。

### 差別的な法及び法的保護の不足

12 当委員会は、既存の差別的規定に関する従前の勧告が対応されていないことを残念に思う。特に以下の点を懸念する。

- (a) 民法が婚姻適齢について女性と男性とで、それぞれ16歳及び18歳と異なる

る差別的規定を維持していること。

(b) 再婚禁止期間を6か月から100日まで短縮した最高裁判所の決定はなされたが、民法が離婚後の特定の期間において女性にのみ再婚を禁止していること。

(c) 2015年12月16日に、最高裁判所が、婚姻した夫婦が同一の氏を使用することを義務付ける民法750条の合憲性を支持したこと、これによって、しばしば女性が夫の姓を名のるよう事実上強いられること。

(d) 相続における婚外子を差別する規定の文言が2013年12月に削除されたが、出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定を含む様々な差別的規定が維持されていること。

(e) 頻繁に嫌がらせや汚名、暴力の対象となる様々なマイノリティ集団に属する女性に対する交差的（多層的）差別を射程に入れた包括的な差別禁止法がないこと。

13 当委員会は、従来の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/5 及び CEDAW/C/JPN/CO/6)を繰り返し、締約国が遅滞なく以下の措置をとるよう促す。

(a) 男性と同一の婚姻適齢となるよう女性の婚姻適齢を18歳に引き上げるよう改正すること。また、女性が婚姻前の姓を使用し続けられるよう婚姻したカップルの氏の選択に関する規定を改定すること。さらに離婚後女性に対するいかなる再婚禁止期間も廃止すること。

(b) 婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的汚名及び差別から婚外子とその母を保護することを確実にすること。

(c) 締約国の中核的義務についての一般的勧告第28号に沿って、様々なマイノリティ集団に属する女性に対する複合差別・交差的（多層的）差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定し、彼女らを嫌がらせや暴力から保護すること。

## 国内人権機関

14 委員会は、締約国が、人権の促進と保護のための国内人権機関の地位についての原則(パリ原則)に従って、複合差別からの保護を含む、女性の人権の推進と保護のための広い権限を伴った、独立した国内人権機関を設立していないことに懸念を繰り返して述べる。

15 委員会は、締約国が、明確な時間的枠内をもって、パリ原則（1993年12月20日総会決議48/134）に従って、独立の国内人権機関を設置し、かつ、その権限が女性の権利とジェンダー平等に確実に対応できるようにすべき

とした前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 24) を繰り返して述べる。

### 女性の地位向上のための国内本部機構

1 6 委員会は、「内閣府設置法」が、女性の地位向上のための国内本部機構の長として男女共同参画担当大臣に授与された任務を明確化しているという締約国からの情報に留意する。しかし、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の役割が明確に定義されていないことを懸念する。また、委員会は、その明確性の欠如が、ジェンダー予算を含む政策の調整及び履行に影響を及ぼすことを懸念する。

1 7 委員会は、締約国が、ジェンダー主流化やジェンダー予算を含む活動を効果的に着手できるよう、各部門の役割を明確にすることによって、女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化することを勧告する。

### 暫定的特別措置

1 8 委員会は、男女間の事実上の平等を加速するために、第3次及び第4次男女共同参画基本計画に数値目標を導入した締約国の努力に留意する。しかし、委員会は、民族及びその他のマイノリティ女性を含む、女性の公的及び民間企業における意思決定の場、また特に国会をはじめとする政治的分野に女性の代表が少ないことを解消するためにクォータ制を含む制定法による暫定的特別措置が存在しないことを懸念する。委員会は、締約国が制定法によるクォータ制よりも、むしろより効果が少ない自発的な取組や、公共調達のための入札過程における業者評価の加算等のインセンティブ等の他の誘因を引き続き利用していることを特に懸念する。

1 9 委員会は、前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 28) を繰り返し述べるとともに、本条約のすべての分野において、女性と男性の実質的な平等の実現を加速させるため、特に民族及びその他のマイノリティ女性、先住民族女性並びに障害を持つ女性の権利を強化するため、必要不可欠な戦略として、本条約4条(1)及び暫定的特別措置についての一般的勧告第25号(2004年)に従って、締約国がクォータ制を含む制定法による暫定的特別措置の利用を検討するよう求める。

### 固定的な性別役割分担及び有害な実践

2 0 委員会は、家族及び社会における女性と男性の役割と責任についての、しつ

こい家父長的な態度及び根深い固定的な性別役割分担について引き続き懸念する。委員会は特に次のことを懸念する。

- (a) これらの固定的な性別役割分担のしつこさは、メディア及び教科書に反映され続け、教育的選択や女性と男性との間での家族的及び家庭内の責任の分担に影響を及ぼしていること。
- (b) メディアは、しばしば、女性と少女を性的対象物として描写することを含め、固定的な性別役割分担的な方法で描写していること。
- (c) 固定的な性別役割分担は、女性に対する性暴力の根本的原因であり続け、ポルノグラフィ、ビデオゲーム、アニメ(マンガ等)が女性や少女に対する性暴力を促進していること。
- (d) 女性、人種その他アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等のマイノリティ女性に対する性差別主義的スピーチが継続していること。

2 1 委員会は、前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30) を繰り返して述べ、締約国に次のことを促す。

- (a) 女性と男性の伝統的役割を強固にする社会的規範を変え、女性と少女の人権を促進する肯定的な文化的伝統を促進する取組を強化すること。
- (b) 差別的なジェンダーステレオタイプ(社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担)を悪化させ、女性や少女に対する性暴力を補強するポルノグラフィ的な素材、ビデオゲーム及びアニメーションの生産と流通を規制するよう、既存の法的措置やモニタリング・プログラムを効果的に実施すること。
- (c) 差別的なジェンダーステレオタイプ(社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担)を撤廃するよう、教科書や教材を見直すこと。
- (d) アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等のマイノリティ女性に対する攻撃を含む、性差別主義的発言や人種差別的優位性や人種差別的嫌悪を煽る組織的な宣伝活動を禁止し制裁を課す法律を制定すること。
- (e) 独立専門機関を通して、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人及び移住女性等への差別的なジェンダーステレオタイプ(社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担)や偏見を根絶するためにとられた措置の影響を定期的にモニターし評価すること。

## 女性に対する暴力

2 2 委員会は、法務省が、(a) 膾性交にのみ適用される強姦罪の狭い定義、(b) 性犯罪の低い法定刑の引き上げ、(c) 婚姻関係における強姦を明示的に犯罪化する法

規定の採択及び (d) 性犯罪を非親告罪とすることを含む様々な課題に取り組むため、刑法を見直す検討会(訳注・「性犯罪の罰則に関する検討会」)を設置したことに留意する。しかしながら、委員会は、法務省の刑法を見直す検討会が、婚姻関係における強姦を明示的に犯罪化する必要がないと考えたことを懸念する。また、刑法の性交同意年齢が依然として13歳であること及びかかる法定強姦の法定刑の下限がわずか3年の懲役であることを懸念する。委員会はさらに以下のことを懸念する。

- (a) 刑法に近親姦を特別に犯罪化する規定を欠くこと。
- (b) 裁判所による緊急時での保護命令の発令の異常な遅れが報告されており、そのことによってドメスティック・バイオレンスを含む暴力の被害者がさらなる暴力の危険にさらされていること。
- (c) ドメスティック・バイオレンスを含む暴力被害に遭っている移住女性、民族及びその他のマイノリティ女性、障害を持つ女性が当局への被害の通報・申告に消極的になっていること、出入国管理及び難民認定法の下で保護されるためにはその配偶者の身分を有する者としての活動を行わないで在留していることにつき「正当な理由」が求められているため、特に移住女性が在留資格取消の恐れがあるため被害申告をしないという情報があること。
- (d) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)が、あらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できるかについて不明確であり、そのような事案で被害女性を保護する措置の発令に裁判官が消極的であること。

23 女性に対する暴力についての本委員会一般的勧告第19号(1992年)及び前回の総括所見での勧告事項(CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 30)を想起し、委員会は締約国に次のとおり促す。

- (a) 本条約及び本委員会の一般的勧告第19号(1992年)、またそれについての先例を十分に活用し、刑法改正の際には、確実に、ドメスティック・バイオレンスや近親姦を犯罪類型として明示することを含め、女性に対する暴力を包括的に位置付けること。
- (b) 強姦の定義を拡大し、性犯罪を非親告罪とするよう、刑法を速やかに改正すること。
- (c) 婚姻関係における強姦を明示的に犯罪として規定するよう修正し、法定強姦(同意年齢未満の者に対する違法な性交)の法定刑の下限を引き上げること。
- (d) 緊急時の保護命令発令の司法手続を迅速化すること。
- (e) 女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の被害者、特に移民女性の被害者が、

通報・申告ができるよう奨励すること及び女性に対する暴力の被害者のために、シェルターが利用可能であり、また、十分な設備も備っていることを確実にすること。

(f) 指導的立場にいる職員の研修、女性と少女に対する暴力のすべての事案が完全かつ効果的に捜査され、加害者が起訴され、有罪を宣告した場合は適切に処罰されることを確実にすること。

(g) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)が、あらゆる家族形態のすべての女性に対して適用できるよう確実にすること。

24 委員会は、締約国が、旧優生保護法の下で、都道府県優生保護審査会を通じて疾病又は障害を持つ子どもの出生を防止しようとし、その結果、障がい者に強制不妊手術を受けさせたことに留意する。委員会は、約16,500件の強制不妊手術のうち70%が女性に対するものであり、締約国が補償、公式な謝罪及びリハビリテーション等の救済を提供する何らの取組がなされていないことに留意する。

25 委員会は、締約国が、旧優生保護法の下での女性の強制不妊手術という形態でなされた過去の侵害の程度に関する調査研究を実施し、加害者を起訴し、有罪を宣告した場合は適切に処罰するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が強制不妊手術のすべての被害者に対し、法的救済へアクセスするために支援を提供する具体的措置を取り、補償及びリハビリテーション・サービスを提供するよう勧告する。

#### 人身取引及び売買春による搾取

26 委員会は、締約国による2014年12月の人身取引対策行動計画策定及び人身取引対策推進会議の設置に留意する。委員会は、国会に法案を提出し、外国人技能実習制度を改善しようとする締約国の努力を歓迎する。しかし、委員会は、締約国が依然として労働及び性的搾取の目的で人身取引の被害者、特に女性と少女の供給国、通過国及び受け入れ国であることをはじめ、以下のことを懸念する。

(a) 女性が依然として娯楽産業、特に売買春及び映像ポルノグラフィ製作において性的搾取の対象になっていること。

(b) 外国人技能実習制度の下で締約国に来る女性と少女が、依然として強制労働及び性的搾取の対象となっていること。



27 委員会は、以下のことを締約国に勧告する。

- (a) 特に外国人技能実習制度の下で募集並びに採用される女性と少女の人身取引に対処するために、定期的な労働監督その他の努力を強化すること。
- (b) 性的搾取を防止するために、成人用娯楽を提供し、映像ポルノグラフィを製作する事業所を対象とする監視及び監査プログラムを強化すること。
- (c) 地域の他の国々との情報交換や人身取引業者を起訴するための法手続の調整を含め、二国間、地域内及び国際的な協力を目的とする努力を継続すること。
- (d) 次回定期報告で、外国人技能実習制度の下で予定されている改善の実施についての情報を提供すること。
- (e) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准すること。

#### 日本軍「慰安婦」

28 委員会は、前回の総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38)を想起し、また未解決の「慰安婦」問題に関して他の国連人権機関が行った数多くの勧告、例えば人種差別撤廃委員会(CERD/C/JPN/CO/7-9)、自由権規約委員会(CCPR/C/JPN/CO/6)、拷問禁止委員会(CAT/C/JPN/CO/2)、社会権規約委員会(E/C.12/JPN/CO/3)、国連人権理事会の特別手続の任務保持者や普遍的定期審査[UPR](A/HRC/22/14/Add.1, para.147-145 et seq.)の勧告に言及する。

「慰安婦」問題を解決しようとする締約国の努力、最近では2015年12月28日に発表された締約国と韓国との二国間合意を通じてのものに注目しつつ、委員会は、締約国が前述の諸勧告を実施していないこと、そして、指摘されている違反は当該条約が締約国にとって発効した1985年より前に起こったものであるから「慰安婦」問題は委員会の権限外であるとする締約国の主張を遺憾に思う。委員会は以下のことをさらに遺憾に思う。

- (a) 「慰安婦」に対して行われた侵害に対する締約国の責任に関して、近年、公的な職にある者や指導的立場にある者による発言が増えていること、また「慰安婦」問題が「最終的かつ不可逆的に解決した」とする大韓民国との二国間合意の発表は被害者中心アプローチを十分に採用していないこと。
- (b) 深刻な人権侵害を受けた「慰安婦」には、締約国から公式で曖昧さのない責任を認められることなく死去した者がいること。
- (c) 締約国が他の関係国の「慰安婦」被害者に対して国際人権法上の責務を果たしていないこと。
- (d) 締約国が「慰安婦」問題に関する教科書の記述を削除したこと。

29 委員会は前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6, paras. 37 and 38)を繰り返し述べるとともに、「慰安婦」問題は、被害者に対する効果的な救済の不足が継続している現状のもとでは、第二次世界大戦中に締約国の軍隊によってなされた侵害行為の被害者・サバイバーの権利に継続的に影響を与える深刻な違反を発生させるものであると考える。よって、当委員会は、このような違反を扱うことに時間的管轄による妨げはないと考え、締約国に以下を求める。

- (a) 指導的立場にある者や公職者が責任に関して軽率な発言を止めることを確実にすること。こうした発言は被害者に再び心的外傷を与える。
- (b) 被害者の救済への権利認定をし、それに応じて損害賠償、名誉回復、公式謝罪とリハビリテーション・サービスを含む十全で効果的な救済と被害回復措置を提供すること。
- (c) 2015年12月に大韓民国と共同発表した二国間合意を実施するにあたって、締約国は、被害者・サバイバーの見解を十分に考慮し、彼女たちの真実と正義と被害回復に対する権利を確保すること。
- (d) 教科書に「慰安婦」問題を適切に取り入れ、生徒及び学生や一般の人々に歴史の事実が客観的に提供されることを確保すること。
- (e) 次回の定期報告において、被害者・サバイバーの真実、正義及び被害回復の権利を保障するために行われた協議その他の施策の状況について情報を提供すること。

### 政治的及び公的活動への参加

30 当委員会は、締約国が、数値目標や2020年までに政治的、公的、私的活動における女性の割合を30%とするという具体的な目標を定めた第3次及び第4次男女共同参画計画を採択することで、政治的及び公的活動への女性の参加を推進しようと努力していることに留意する。しかし、委員会は以下のことを引き続き懸念する。

- (a) 立法府、国及び地方自治体(市町村)行政レベル並びに司法、外交分野及び学術領域における女性の参加が少ないこと。
- (b) 政治的及び公的活動における男女間の実質的平等を促進することを目指した法制上の暫定的特別措置がないこと。
- (c) 意思決定をする地位に、障害を持つ女性、あるいはアイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人の女性といった民族及びその他のマイノリティ女性の割合が少ないこと。

3 1 当委員会は前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6, para. 42)を繰り返し、締約国に以下のことを求める。

- (a) 選出及び選任される地位における女性の完全かつ平等な参加を促進するため、本条約第4条第1項、暫定的特別措置に関する委員会の一般的勧告第25号(2004年)、政治的及び公的活動における女性に関する委員会の一般的勧告第23号(1997年)に従い、制定法によるクォータ制などのより多くの暫定特別措置を採用すること。
- (b) 第3次及び第4次男女共同参画基本計画において設定した、2020年までに立法府、国及び地方自治体(市町村)行政レベル並びに司法、外交分野及び学術領域などあらゆるレベルにおいて、女性の割合を30%とするという目標の効果的な実施を確保すること。
- (c) 障害を持つ女性、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人の女性といった民族及びその他のマイノリティ女性が、意思決定をする地位に占める割合を増やすため、暫定的特別措置を含む、具体的措置を採ること。

## 教育

3 2 委員会は、締約国が教育のすべてのレベルにおいて女性と少女が平等にアクセスできることを優先し、初等・中等教育における少女の参加が増加していることを称賛する。しかしながら、委員会は、下記について懸念する。

- (a) 科学、技術、工学、数学(science, technology engineering and mathematics, STEM)のような伝統的に専ら男性で占められていた研究分野においてのみならず、特に大学や大学院における高等教育就学者数に大きなジェンダーギャップがあること。
- (b) 4年制大学課程を修了せず高等教育の道を進む女性の割合が多く、そのことで労働市場において不利な立場に置かれていること。
- (c) 教育機関における上級管理職及び組織的意思決定ができる地位にいる女性の参画が低く、女性教授が少ないのみならず、女性がより低い地位に集中していること。
- (d) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての年齢に応じた教育内容に関する政治家や公務員による過度に過敏な反発。
- (e) 特にアイヌと同和地区の民族コミュニティの高齢女性をはじめとする民族及びその他のマイノリティのコミュニティでの識字率の低さの報告。

(f) 特に在日韓国・朝鮮人女性と少女を標的とした学校におけるいじめや人種主義的感情の表現に対する取組の情報の不足と、移住女性及び障害を持つ女性の教育における状況のデータ不足。

3 3 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

- (a) 伝統的に男性が占めていた科目（STEM）への少女の専攻を奨励するため、キャリアガイダンス活動を強化すること及び少女の高等教育の修了が重要であることについて教職員の間で認識を高めること。
- (b) 教育分野における上級管理職及び意思決定をする地位にある女性の代表及び女性教授の人数を増やすよう、暫定的特別措置を含む具体的な措置を講ずること。
- (c) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、年齢に応じた教育の内容及び提供に関する公衆の懸念に対処し、学校のカリキュラムに体系的に組み込まれるようにすること。
- (d) アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人といった民族及びその他のマイノリティ女性や移住女性及び障害を持つ女性と少女の教育へのアクセス障害をすべて取り除き、次回の政府報告において奨学金を含む彼女らの教育へのアクセスについて情報を提供すること。
- (e) 特に在日韓国・朝鮮人女性と少女を対象とした、教育における人種主義的感情の表現やいじめを含む女性と少女に対するすべての形態の暴力を防止、処罰及び根絶する措置を強化すること。

## 雇用

3 4 委員会は、非正規労働者、民族及びその他のマイノリティを含む、雇用における女性のエンパワーメントを目指す、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定を歓迎する。しかし、委員会は以下のことを引き続き懸念する。

- (a) 同一価値労働同一賃金の原則の実施が不十分なことに一部起因する、賃金のジェンダー格差が拡大していること。
- (b) 労働市場の水平及び垂直の職業分離が継続していること、コース別雇用制度に一部起因する女性の雇用が低賃金領域に集中していること。
- (c) 家族的責任があるために女性のパートタイム労働への集中が継続していること、そのことは彼女たちの年金給付にも影響を与え、退職後の貧困並びに引き続き報告されている妊娠・出産に関連するハラスメントの一部原因になっている

ること。

- (d) セクシュアル・ハラスメントに対して適切な禁止や制裁がないこと、また締約国がILOの中核的条約である、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約第111号条約を批准していないこと。
- (e) 先住民族の女性、マイノリティその他の女性（同和地区、在日韓国・朝鮮、沖縄）、障害を持つ女性及び移住女性労働者に対して、雇用の領域において多様な差別や複合差別が続いていること。
- (f) 締約国における女性家事労働者の地位に関する情報がなく、

35 委員会は、締約国に、以下のことを行なうよう強く要請する。

- (a) 構造的な不平等及び職務分離を撤廃し、同一価値労働同一賃金原則を実施することによって賃金のジェンダー格差を縮小するために、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及び他の関連する法律の下での努力を強化すること。
- (b) 柔軟な働き方の活用を推進し、また、男性の育児責任への平等な参加を促すために、育児のための男女で分かち合って取得する両親休暇を導入するための努力を強化すること及び適切な保育施設の提供を確保すること。
- (c) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを抑止するために、禁止と適切な制裁を定める法規定を設けること、また妊娠及び母であることを理由とするものも含め、雇用における差別があった場合の女性の司法へのアクセスを確保すること。
- (d) 労働法及びセクシュアル・ハラスメントに関する行動規範の遵守を確保することを目的とした労働監査を定期的に行うこと。
- (e) 特に先住民族やマイノリティの女性、障がいを持つ女性及び移住女性労働者に関して、雇用分野において調査を実施し、ジェンダー統計を作成すること。
- (f) 締約国の女性家事労働者の状況について次回定期報告の中で情報を提供すること。
- (g) 雇用及び職業についての差別待遇に関するILO第111号条約、家事労働者のディーセント・ワークに関するILO第189号条約（2011年）の批准を検討すること。

## 健康

36 委員会は、締約国が2011年の福島第一原子力発電所の事故後、放射能に関する健康上の懸念に対処する努力をしてきたことに留意する。しかし、委員会

は、締約国の年間放射線量 20 mSv を下回る汚染地域を避難区域の指定から解除する計画について、年間被ばく線量の許容基準を高くすることにより女性と少女に健康上過度の影響を与える可能性があり、懸念を表明する。

37 委員会は、放射能汚染地域について避難区域の指定からの解除が、女性は男性よりも放射線に対する影響が大きいことを考慮して女性と少女に対する危険要因に関し国際的に受け入れられている知見と一致したものとなるよう勧告する。さらに、委員会は締約国に対し、被ばくした女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告する。

38 委員会は、締約国における、10代の少女と女性の人工妊娠中絶率及び自殺率の高さを懸念する。委員会は、特に以下のことを懸念する。

(a) 刑法第212条（訳注・墮胎罪の適応除外要件）に関して定められた母体保護法第14条において、女性たちは、妊娠の継続又は分娩が、母体の身体的健康を著しく害するおそれのある場合及び暴行もしくは脅迫によって、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて妊娠した場合にのみ、人工妊娠中絶を受けることができること。

(b) 女性が人工妊娠中絶を受けるためには、配偶者の同意を得ることが要件とされていること。

(c) 締約国において、女性と少女の自殺率が依然として高いこと。

39 女性と健康に関する一般的勧告第24号（1999年）、北京宣言及び行動綱領に則り、委員会は締約国に以下のことを勧告する。

(a) 刑法及び母体保護法を改正し、妊娠した女性の生命又は健康を害するおそれだけでなく、暴力や脅迫が行使されたか、被害者が抵抗できたか否かにかかわらず、すべての強姦の事案、近親姦及び胎児の重篤な障害の場合に人工妊娠中絶を合法化すること、その他のすべての場合に人工妊娠中絶を非犯罪化すること。

(b) 母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受けるために、妊娠した女性が配偶者の同意を得るという要件を削除すること及び胎児の重篤な障がい（障害）を理由として人工妊娠中絶を求められた場合には、妊娠した女性の自由かつ十分な情報に基づく同意がなされることを確保すること。

(c) 女性と少女の自殺防止を目的とした、明確な目標及び指標を伴った包括的計画を策定すること。

#### 4 0 経済的及び社会的給付

委員会は、締結国が貧困解消のために、収入を生み出す活動やマイクロクレジットへのアクセスを通じた戦略を展開していることを評価する。しかしながら委員会は、報告書に見られる女性の貧困、特に女性世帯主世帯、寡婦、障害を持つ女性、高齢女性の貧困を懸念する。委員会は特に、年金給付に関するジェンダーギャップがもたらす生活水準格差を懸念する。さらに委員会は、災害弔慰金の支給等に関する法律が(a)災害弔慰金の支給に際しては、生計維持者に対する金額が2倍である、(b)災害援護資金の貸付に関しては、世帯主、それは多くの場合男性であるが、優先される点において、男女間の所得格差を拡大することを懸念する。

4 1 委員会は締結国に対し、貧困解消のための努力及び持続的な発展を強化することを要請する。委員会はさらに、女性世帯主世帯、寡婦、障害を持つ女性、高齢女性のニーズに対して締結国が特別な関心を向け、年金スキームをこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものへと改革するよう要請する。委員会は加えて、締結国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」をジェンダー平等の視点を統合して改正することを勧告する。

#### 農山漁村の女性

4 2 委員会は、締約国が2015年に食料・農業・農村基本計画を策定したことに留意する。しかし委員会は、意思決定、特に政策策定過程への農山漁村の女性の参加が少ないこと、また、所得税法が個人自営業者や農業従事者の配偶者や家族の賃金を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する。

4 3 委員会は、締約国に対し、農山漁村女性の政策形成過程への参加を制限しているあらゆる障害を取り除くこと、また、家族経営における女性の経済的エンパワメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。

#### 災害リスク削減と管理

4 4 委員会は、締約国が災害リスクの削減と対応において指導力を発揮し、「仙台防災枠組2015-2030」採択のためになした世界の努力に貢献したことを称える。また、委員会は、締約国がその防災政策にジェンダーの視点を主流化し、

防災基本計画を制定したことも称える。しかし、委員会は、2011年の東日本大震災の後、全国あるいは地方レベルでも、災害の削減と対応の分野で指導的役割における女性の参加が少ないことを懸念する。

45 委員会は、締約国に対し、あらゆる地域、特に地方で、災害に関する意思決定及び復興過程での女性の参加を加速することを勧告する。また締約国は、災害リスクの削減及び災害後の対応はもちろん、すべての持続可能な開発政策にジェンダーの視点を組み込む努力を継続すべきである。

不利な立場にある女性

46 委員会はアイヌ、同和地区及び在日韓国・朝鮮人女性といった先住民族及び民族マイノリティの女性が、障がいを持つ女性、LBT女性及び移民女性といった他の女性たちと同様に、複合差別・交差的（多層的）差別を受けることが継続しているという報告について懸念する。委員会は特にこれらの女性の健康、教育及び雇用に対するアクセスが制限されることが継続していることを懸念する。

47 委員会は締約国に対して、アイヌ、同和地区及び在日韓国・朝鮮人女性といった先住民族及び民族マイノリティの女性が、障がいを持つ女性、LBT女性、移住女性と同様に、健康や教育のサービス及び職場における彼らの経験に加えて、健康、教育、公的生活へのアクセスに影響する複合差別・交差的（多層的）差別の根絶を目的とした努力を積極的に行うよう求める。

婚姻及び家族関係

48 委員会は、締約国において、婚姻解消時の財産の分配の基準となる法律の規定が存在しないことを懸念する。委員会は、その結果として、カップルが同居している間に蓄積されたいかなる資産もその名義のいかんにかかわらず平等に分配されるべきという、繰り延べられた夫婦共有財産について形成された判例法による制度に基づいて、財産の分与が、カップルの交渉や合意により行われていることに留意する。委員会は、次のとおり懸念する。

(a) 財産分与についての交渉や合意が法的規制の枠外で行われるため、男女間の力の不均衡が存在し、それゆえ女性が不利な立場に置かれること。

(b) 報告によると、法律が手続手段やガイドラインを提供していないために、離婚する女性の多くが、事業や職業上の資産を含む、夫の経済的状況に関する必要な情報とその開示を要求する手段を欠いていること。



(c) 協議離婚制度の下、法律は子どもの福祉を保護するために監護や養育費に関する事項について司法的評価をする手続を提供しておらず、その結果、養育費の支払いについての合意ができない事案では子どもが極貧状態に置かれること。

4 9 婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する委員会一般的勧告第29号（2013年）に沿って、委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a) 離婚する当事者が従うことができるよう、明確に規定された手続を伴う、あらゆる形態の婚姻資産の分配の基準となる包括的な規定を採用すること。
- (b) 離婚する女性が配偶者の経済的状況について開示を求め、開示を受けることができる情報へのアクセスを保障すること。
- (c) 離婚が当事者間の協議による場合に司法的な評価手続を提供できるよう、監護や養育費を規定する法律を見直すこと及び養育費の支払いによる経済的ニーズの充足を含め、子どもの福祉が確実に保障されるようにすること。

#### 本条約選択議定書

5 0 委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を奨励する。

#### 北京宣言及び行動綱領

5 1 委員会は、締約国に対し、条約の規定の履行の努力に、北京宣言及び行動綱領を活用するよう要請する。

#### 持続可能な開発のための2030アジェンダ

5 2 委員会は、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施過程を通じて、条約の規定に従った、実質的な男女平等を実現するよう求める。

#### 周知普及

5 3 委員会は、締約国には条約の規定を系統的かつ継続的に履行する義務があることを想起する。委員会は、締約国に、現在から次回の定期報告提出までの間、この総括所見及び勧告の履行に優先的に注目することを強く要請する。したがって、委員会は締約国の公用語で、今回の総括所見をあらゆるレベル（国、地方、市町村）の関係諸機関、とくに政府、各府省庁、衆参両院、司法機関などにタイムリーに周知普及し、その完全履行を可能にするよう要請する。委員会は、締約国に対し、使用者団体、労働組合、人権・女性団体、大学、研究機関、メディアなどすべての関係者と協力するよう促す。また委員会は、今回の総括所見を適切

な形で地域レベルにも普及し、履行できるように勧告する。加えて委員会は、締約国に、女性差別撤廃条約、同条約選択議定書とその先例及び委員会の一般勧告について、すべての関係者への周知普及を継続するよう要請する。

#### 他の条約の批准

54 委員会は、締約国が9つの主要な国際人権条約を厳守することが、人生のあらゆる局面での女性の人権と基本的自由の享受を強化するであろうことに留意する。従って委員会は、締約国に「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討するよう促す。

#### 総括所見のフォローアップ

55 委員会は、締約国に、上記の13(a)及び21(d)・(e)に含まれる勧告の履行のために採られた措置に関する情報を、2年以内に書面にて提供するよう要請する。

#### 次回報告の準備

56 委員会は、締約国に、第9回定期報告を2020年3月に提出するよう要請する。

57 委員会は、締約国に、「共通中核文書と条約別文書を含む国際人権条約のもとでの報告に関する協調ガイドライン」(HRI/MC/2006/3 及び Corr.1)に従うよう要請する。